



2024年10月1日 No. 194 (毎月1日発行)

【2025年の最低賃金引上げ】

台湾労働部は9月4日に、2025年1月1日以降の最低賃金を月給28,590台湾ドル、時給190台湾ドルへの引き上げを発表し、9月13日に、行政院の承認を得ました。これにより月給は1,120台湾ドル(4.08%)、時給は7台湾ドル(3.83%)引き上げられます。

今回の引き上げは、2016年に与党の民主進歩党が政権を獲得して以来9回目となり、月給は累計42.9%、時給は累計58.3%、それぞれ引き上げられることになります。

【居留証を、不動産優遇税制に係る戸籍登記と見なす】

台湾財政部は9月4日、不動産優遇税制に係る戸籍登記に関する通達を公表しました。外国人が居留住所における土地及び家屋の所有権を取得する場合、台湾の居留証の取得をもって土地・房屋税の軽減税率を適用する条件の一つである戸籍登記を完了した、と見なすことになりました。

【エリート人材の永住許可条件とデジタルノマドビザ制度に係る優遇措置の導入予定】

台湾国家発展委員会は9月19日に「国家人材競争力向上プラン(國家人才競争力躍升方案)」を公表し、2024年末までにエリート人材の永住許可条件の整備とデジタルノマドビザ制度に係る優遇措置の導入について発表しました。主な内容は以下の通りです：

- エリート人材の永住権：年収600万台湾ドル以上の高度人材の呼び込みを目的とした新制度「グローバル・エリート・カード(全球菁英卡)」検討しており、このビザの取得により、台湾にて在留期間が1年を超える場合、永住権の申し込むことができるほか、配偶者は労働許可を申請することができます。また、直系尊属は台湾に制限なしに滞在することができます。
- 世界上位大学の新卒誘致：新卒採用につき、世界上位大学の新卒者に対して労働許可を発行し、台湾での就労の機会を確保します。
- デジタルノマドビザの新設：デジタルノマドビザの最大滞在期間は6ヶ月であり、台湾の会社に正社員として雇用されるまでの滞在期間のつなぎとすることができます。もしくは、就労ゴールドカード(就業金卡)またはスタートアップビザ(創業家簽證)への切り替えが可能です。

【中国、文旦の輸入の解禁と、台湾産農水産品34品目に対する関税免除措置を停止】

中国国務院関税税則委員会は9月2日をもって、2022年8月3日に禁止された台湾産の文旦の輸入を解禁することを発表しましたが、9月25日をもって、台湾で生産された果物15品目、野菜11品目と水産品8品目を対象に、関税免除に係る優遇措置を停止することを発表しました。一方、台湾農業部は中国以外の市場への販路の分散などの対策を検討し、中国の措置による損失と悪影響はコントロール可能であると発表しました。

フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台北・台中・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區敦化北路 167 號 11 樓 C 室 宏國大樓

電話 : +886-2-2717-0318

担当 : 坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

2024年2月1日 台中オフィスがオープンしました。

台中オフィス : 台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。